

昭島市介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護サービスを提供することにより生じた事故に関して、介護サービス提供事業者(以下「事業者」という。)が保険者へ報告することについて、必要な事項を定め、損害賠償等を含めた事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

(事故の範囲)

第2条 保険者へ報告すべき事故の範囲は、原則として次のとおりとする。

(1) サービス提供による利用者のケガや死亡事故等(以下「ケガ等」という。)

ア ケガ等とは、死亡事故のほか、転倒・転落に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥^{ごえん}、異食及び薬の誤与等で医療機関において治療(施設内における医療措置を含む。)、又は入院したものをいう。ただし、擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。

イ ケガ等とは、利用者の自己責任によるもののほか、第三者の過失による事故も含むものとし、事業者側の責任や過失の有無は問わない。

ウ サービス提供には送迎・通院等も含むものとする。

(2) 感染症、食中毒、結核及び疥癬^{かいせん}

感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成11年法律第160号)に定めるもののうち、原則として一・二・三・四・五類(ただし、五類の定点把握を除く。)の感染症をいう。

(3) 従業員の法令違反・不祥事等

(4) 震災、風水害、及び火災その他これらに類する災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故

(5) その他特に報告を求められた場合

(報告事項)

第3条 報告事項は、次のとおりとする。

(1) 報告日

(2) 事業者名、所在地、管理者名、電話番号

(3) 利用者の氏名、住所、被保険者番号、年齢、性別、要介護度、電話番号

(4) 事故発生時の状況

- ア 発生日時
- イ 発生場所
- ウ 事故の概要（考えられる原因等を含む。）
- エ 利用医療機関名
- オ 家族への連絡状況等

(5) 事故後の状況

- ア 再発防止への取り組み
- イ その他

2 前項の報告は、事故報告書により行うものとする。ただし、報告の事項が明記されている書式であれば、代替しても差し支えないものとする。

(報告対象者等)

第4条 事故報告は、事故に関係する介護サービス利用者が、昭島市の在住者（住所地特例者を含む。）である場合及び事業者・施設所在地が昭島市内の場合とする。

(報告の手順)

第5条 報告書は、まず第一報を、第3条第1号から第4号までについて速やかに提出し、その後、事故処理が済み次第、同条第5号について遅滞なく提出するものとする。ただし、緊急性の高いものについては、報告書を提出する前に、介護保険担当課へ電話連絡をするものとする。

2 事業者は、事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するものとする。

(措置)

第6条 保険者は、報告を受けた場合には、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、必要な措置を行うものとし、関係団体との連携を図るものとする。

附 則

この要領は、平成16年 4月 1日から適用する。